

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 視点「求められる弁護士過疎の解消」 |
| 著者 / 所属 | 武蔵 誠憲 / 法務委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 484号 |
| 刊行日 | 2026-5-22 |
| 頁 | 2 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260522.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

求められる弁護士過疎の解消

法務委員会 専門員

むさし しげのり
武蔵 誠憲

司法制度改革によって、国内の弁護士数は、この20年で倍以上となり、現在、4万数千人ほど（2025年3月末時点で46,243人）であるが、その約6割が東京都と大阪府に集中するなど、都市部への偏在ぶりが著しい。都市部から離れた多くの地域において、逆に弁護士過疎の状況が生じている。

日弁連では、地方裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいない地域を弁護士ゼロ地域、1人だけの地域を弁護士ワン地域、これらを併せて弁護士ゼロワン地域と呼び、こうした地域に日弁連ひまわり基金による公設事務所の設置を進めてきた。日本司法支援センター（法テラス）による地域事務所の設置と相まって、1993年時点で74箇所あった弁護士ゼロワン地域は、現在、弁護士ワン地域が1地域残っているのみである。

とはいえ、全国で203ある地方裁判所支部管轄区域のうち約5割の地域で弁護士数が1桁にとどまっており、こうした地域では、やはり弁護士が足りていないと言わざるを得ない。近くに弁護士事務所がないことで、法的な困りごとについて弁護士に相談したり、解決を依頼したりすることをあきらめ、泣き寝入りする人が大勢いるのではないか。

ところで、法テラスでは、よく知られている情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務などを行うが、これらとともに「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、高齢、障害、生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々について福祉機関等と協働しながらアウトリーチし、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。また、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体、福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。この取組の主たる担い手は法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）であるが、各地域で連携体制が整い、法的ニーズの掘り起こしが進めば、その依頼を引き受ける相応の人数の契約弁護士が必要となる。この取組にはまだまだ地域差がある。高齢化率の高い地域や大災害の被災地での潜在的なニーズは大きいと考えられるが、弁護士過疎の状況では困難が伴う。住む地域によって享受できる法的サービスに差がつく現状は望ましくなく、弁護士過疎の解消が急がれる。

現状を少しでも改善するには、弁護士過疎対策が必要な地域で開業する場合の経営面の不安を軽減する策が必要だ。日弁連はそのための経済的支援制度を用意しているが、法テラスにおいても、条件整備のため、民事法律扶助や国選弁護に係る弁護士報酬について大幅に増額する方向での基準の見直しを行ってはどうか。また、法テラスは、地域事務所の増設やスタッフ弁護士の増員にもっと積極的に取り組む必要があるのではないか。その後押しとなるような思い切った国費の投入が求められる。